第3368号

平成 第三千三百六十八号

変更前

ジャスコ下田店薬局

上北郡おいらせ町中野平四〇の

平成三

≕

X

分

名称又は氏名

所 在

地 又 は 住 所

変更年月日

三十三年三十八日

変更後

イオン薬局下田店

証紙売りさばき人の売りさばき場所の変更..... 建築基準法第八十五条第一項の規定による区域の指定 障害福祉サービス事業者の指定..... 介護保険法による介護予防サービス事業者の指定...... 介護保険法による居宅介護支援事業者の指定..... 介護保険法による居宅サービス事業者の指定..... 生活保護法による指定施術者の住所変更の届出..... 生活保護法による指定医療機関の所在地変更の届出....... 生活保護法による指定医療機関の名称変更の届出..... 告 示 (会計管理課) (建築住宅課) ... (障害福祉課) ... 保高 同 同 同 同 課祉 :: : : : :

目 次

示

青森県告示第二百七十六号

おり指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第 一号の規定により告示する。 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十条の二の規定により、 次のと

平成二十三年三月二十八日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

青森県告示第二百七十七号

第二号の規定により告示する。 おり指定医療機関から所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十条の二の規定により、

平成二十三年三月二十八日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

| | 変更 | 变 更 更 前 | | ₹ |
|--|---------------------------|-------------------|---------|--------------|
| | 後 | 前 | 5 | } |
| | 泉会療法人仁 | | 名 | 事 |
| | | | 称 | आर |
| | 山一〇の八一 原木字八太郎 の八一郎 | 一内町字直田八 八戸市大字尻 | の 所 在 地 | 業者 |
| | - ーションえがみがみがみがみが | | 名称 | 事 |
| | | | | 業 |
| | 九の四〇七 三戸郡階上町 平成 | | 所 在 | |
| | | | 地 | 所 |
| | | | 年月日 | 変更 |

青森県告示第二百七十八号

たので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。 五十条の二の規定により、次のとおり指定施術者から住所を変更した旨の届出があっ 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十五条において準用する同法第

平成二十三年三月二十八日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

| 変更後 | 変更前 | X |
|---|------------------|--------------------|
| 後 | 更前 | 分 |
| 藤本 | 氏 | |
| 高志 | 名 | |
| ○エレニ安弘 ニー・の原前 号ルリセ三市 コミパ目字 | 一二青 二丁森 日市 | 住 |
| ニミパ目字 | 一目が 力松 の森 | 所 |
| 院 に に に に な な た を を を を を を を を を を を を を | | 名施 術所 称の |
| 九野四丁目六の 日六の 日六の | | 所施 在 が 地の |
| 平成 ・ :- 0 | | 変更年月日 |

青森県告示第二百七十九号

より公示する。 のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、 介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第四十一条第一項本文の規定により、次 同法第七十八条第一号の規定に

平成二十三年三月二十八日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

儿 ウ 株 氏 夕 東 均

青森県告示第二百八十号

おり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により 公示する。 介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第四十六条第一項の規定により、次のと

平成二十三年三月二十八日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

青森県告示第二百八十一号

来蘇圓会 と 会 社団

町五二黒石市あけぼの

ま所ケアプラン 業所ケアプラン

町五二市あけぼの

三平意成

名

称

所 在 地

名

称

所

在

地

年指 月 日定

指

定 居 宅

介 護

支

援事業

者

居宅介護支援事業を行う事業所

の規定により公示する。 のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号 介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第五十三条第一項本文の規定により、 次

平成二十三年三月二十八日

| コポスは「三二ろ事务斤) | 事業者 オープス オープラング 業子 防ザー ビス | |
|--------------|---------------------------|-------|
| 重した | ナ介 護 ご予 ス防 | |
| | 行護予防サ | 青森県知事 |
| | 事 ド ス 事 | Ξ |
| | 業所を | 村 |
| 年月日 | 指 | 申 |
| Ħ | 定 | 吾 |

| | ルリ株 ラポー ポー | 氏名 称 又 名は | 争指定介護 |
|---|---|--------------------|---------------|
| | 町一二四の一 | 所在地又は住所主たる事務所の | 業 ・ |
| | 訪介 問 介 護 う 護防 | の種類 類ス の種類ス | |
| | ート ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ | 名称 | 行う事業介護予防サービス事 |
| | 枝弘 一前 | 所 | 事し |
| | 丁目一の一の一の一 | 在 | 業事業 |
|) | | 地 | 所を |
|) | 三平 □ □ 三 二 | 年月日 | 指定 |

青森県告示第二百八十二号

規定により公示する。 次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の 障害者自立支援法 (平成十七年法律第百二十三号) 第二十九条第一項の規定により、

平成二十三年三月二十八日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

| 人 抱 民 名 福 祉 法 | 名称 | 事指定障害 |
|--|--------------------------------------|---------------|
| 三字安田七三五の の の の の の の の の の の の の の の の の の の | 所 在 地 | 業はサービス |
| 支就 援労 A継 型続 | の 種 種 類 ビ 福 ス 社 | |
| C 0 | 名 | 事障 害 |
| n a | 称 | 福祉 # |
| 二弘丁前 | 所 | サ 業 l ビ |
| 二丁目三の二 日三の二 | 在 | スを |
| 二富六田 | 地 | 行 所う |
| 亖平 ∴成 □ | 年指 月 日定 | |

青森県告示第二百八十三号

森県建築基準法施行細則(昭和三十六年二月青森県規則第二十号)第十七条の規定に より公示する。 |十三年東北地方太平洋沖地震による災害に係る区域を次のとおり指定したので、青 建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号) 第八十五条第一項の規定により、平成

平成二十三年三月二十八日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

水平距離が当該がけの高さの二倍以内の土地をいう。) を除く。) からの水平距離が当該がけの高さの一倍以内、がけの下にあってはがけの下端からの う。以下同じ。) 及び当該がけの上下に接する土地 (がけの上にあってはがけの上端 三十度以上の角度をなす土地で硬岩盤 (風化の著しいものを除く。) 以外のものをい 並びに当該災害危険区域外にある高さ三メートル以上のがけ (地表面が水平面に対し 三沢市、七戸町、おいらせ町、田子町及び階上町の区域 (青森県建築基準法施行条例 (平成十二年十月青森県条例第百五十八号) 第三条第一項の規定による災害危険区域

青森県告示第二百八十四号

告示する。 たので、青森県証紙条例 (昭和三十九年四月青森県条例第十号) 第九条の規定により 次の青森県収入証紙の売りさばき人の売りさばき場所について次のとおり変更があっ

平成二十三年三月二十八日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

- 二 変更内容 青森食品衛生協会 青森市造道三丁目二五の一 売りさばき人の住所及び名称
- 2 青森市造道三丁目二五の 変更前の売りさばき場所
- 変更後の売りさばき場所

青森市佃二丁目一九の一三

東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市第二問屋町三丁目一番七七号(印刷所・販売人)

定価小口一枚二付十五円一銭 毎週月・水・金曜日発行

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)